三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	杉本　國敏

(2)　変更年月日
平成二十四年一月五日

○近畿地方整備局告示第十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月二十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	吉田　敏昭、北川　竹司

(2)　変更年月日
平成二十四年一月一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	加藤　輝男
変更後	吉田　敏昭

(2)　変更年月日
平成二十四年一月一日

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業三・二・百十号滑石町線（大神宮工区）

三　事業施行期間　自平成二十四年一月二十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長崎県長崎市大園町、滑石二丁目、滑石三丁目、滑石四丁目及び滑石五丁目地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間九州地方整備局及び同局福岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
大牟田市新港町一番一八八から同市岬町四番二まで	○・○○～五五・七三メートル	二・三三〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年一月二十七日

○九州地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百八号　大牟田市新港町一番一八八から同市岬町四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月二十九日

○北海道開発局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道余市郡余市町梅川町五三三番一から同町梅川町五四二番一まで	前	四五・九三～七九・九九メートル	〇・一七〇キロメートル
	後	六五・四三～九二・八一メートル	〇・一七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道古平郡古平町大字港町四三六番二から同町大字港町六番一まで	前	三三・五九～六五・六〇メートル	〇・一二九キロメートル
	後	三五・三五～六〇・六六メートル	〇・一二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡苫前町字力昼一二六番八から同町字力昼一六七番一まで	前	一八・五一～二六・三四メートル	〇・一四四キロメートル
	後	二三・五〇～一〇〇・〇四メートル	〇・一四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部